

○ レコードの内容及び留意事項【別表十七(四) 国外関連者に関する明細書】(令和3年4月1日以後終了事業年度又は連結事業年度分)

項番	項目名	入力文字基準		留意事項	
1	フォーマット区分	半角	4文字	「1704」を記録してください。	
2	名称	全角	30文字以内		
3	本店又は主たる事務所の所在 国名又は地域名	全角	40文字以内		
4	本店又は主たる事務所の所在 所在地	全角	100文字以内		
5	主たる事業	全角	20文字以内		
6	従業員の数	半角	6文字以内		
7	資本金の額又は出資金の額	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内		
8	通貨単位	全角	20文字以内		
9	特殊の関係の区分_該当	全角	13文字以内	○ 租税特別措置法施行令第39条の12第1項各号又は第39条の112第1項各号((特殊の関係の意義)のいずれに該当するかを記録してください。 ○ また、措置法第66条の4第5項又は第68条の88第5項の規定の適用がある場合には、これらの規定を記録してください。	
10	保有	半角	整数は4文字以内・小数は4文字以内	○ 割合の表示に当たっては、百分率(%)により記録してください。 ○ 法人が直接又は間接に保有する国外関連者の株式等の保有割合を記録してください。 (例) 50.1%(0.501)の場合 → 50.1	
11	被保有	半角	整数は4文字以内・小数は4文字以内	○ 割合の表示に当たっては、百分率(%)により記録してください。 ○ 国外関連者が直接又は間接に保有する法人の株式等の保有割合を記録してください。 (例) 50.1%(0.501)の場合 → 50.1	
12	同一の者による国外関連者の株式等の保有	半角	整数は4文字以内・小数は4文字以内	割合の表示に当たっては、百分率(%)により記録してください。 (例) 50.1%(0.501)の場合 → 50.1	
13	事業年度(自)	元号	半角	1文字	○ 直近事業年度の開始日を記録してください。 ○ 元号には平成「4」又は令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2文字以内で記録してください。 (例)「令和2年4月1日 → 5,02,04,01又は5,2,4,1」
14		年	半角	2文字以内	
15		月	半角	2文字以内	
16		日	半角	2文字以内	
17	事業年度(至)	元号	半角	1文字	○ 直近事業年度の終了日を記録してください。 ○ 元号には平成「4」又は令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2文字以内で記録してください。 (例)「令和2年4月1日 → 5,02,04,01又は5,2,4,1」
18		年	半角	2文字以内	
19		月	半角	2文字以内	
20		日	半角	2文字以内	
21	営業収益又は売上高	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内		
22	通貨単位	全角	20文字以内	項番21の通貨単位を記録してください。	

項番	項目名	入力文字基準		留意事項
23	営業収益又は売上高_円換算	半角	16文字以内	○ 項番21の円換算額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
24	営業費用_原価	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	営業費用のうち原価の額を記録してください。
25	通貨単位	全角	20文字以内	項番24の通貨単位を記録してください。
26	営業費用_原価_円換算	半角	16文字以内	○ 項番24の円換算額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
27	営業費用_販売費及び一般管理費	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	
28	通貨単位	全角	20文字以内	項番27の通貨単位を記録してください。
29	営業費用_販売費及び一般管理費_円換算	半角	16文字以内	○ 項番27の円換算額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
30	営業利益	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	
31	通貨単位	全角	20文字以内	項番30の通貨単位を記録してください。
32	営業利益_円換算	半角	16文字以内	○ 項番30の円換算額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
33	税引前当期利益	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	
34	通貨単位	全角	20文字以内	項番33の通貨単位を記録してください。
35	税引前当期利益_円換算	半角	16文字以内	○ 項番33の円換算額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
36	利益剰余金	半角	整数は16文字以内・小数は3文字以内	
37	通貨単位	全角	20文字以内	項番36の通貨単位を記録してください。
38	利益剰余金_円換算	半角	16文字以内	○ 項番36の円換算額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
39	棚卸資産の売買の対価の「受取」	半角	16文字以内	○ 国外関連者から支払を受ける棚卸資産の売買に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
40	棚卸資産の売買の対価の「支払」	半角	16文字以内	○ 国外関連者に支払う棚卸資産の売買に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
41	棚卸資産の売買の対価の「算定方法」	全角	10文字以内	租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項((独立企業間価格の算定))に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又

項番	項目名	入力文字基準		留意事項
				は第68条の88第1項((国外関連者との取引に係る課税の特例))に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記録してください。
42	役務提供の対価の「受取」	半角	16文字以内	○ 国外関連者から支払を受ける役務提供の対価に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
43	役務提供の対価の「支払」	半角	16文字以内	○ 国外関連者に支払う役務提供の対価に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
44	役務提供の対価の「算定方法」	全角	10文字以内	租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項((独立企業間価格の算定))に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項((国外関連者との取引に係る課税の特例))に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記録してください。
45	有形固定資産の使用料の「受取」	半角	16文字以内	○ 国外関連者から支払を受ける有形固定資産の使用料に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
46	有形固定資産の使用料の「支払」	半角	16文字以内	○ 国外関連者に支払う有形固定資産の使用料に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
47	有形固定資産の使用料の「算定方法」	全角	10文字以内	租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項((独立企業間価格の算定))に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項((国外関連者との取引に係る課税の特例))に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記録してください。
48	無形資産の譲渡の対価の「受取」	半角	16文字以内	○ 国外関連者から支払を受ける無形資産の譲渡の対価に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
49	無形資産の譲渡の対価の「支払」	半角	16文字以内	○ 国外関連者に支払う無形資産の譲渡の対価に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
50	無形資産の譲渡の対価の「算定方法」	全角	10文字以内	租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項((独立企業間価格の算定))に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項((国外関連者との取引に係る課税の特例))に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記録してください。
51	無形資産の使用料の「受取」	半角	16文字以内	○ 国外関連者から支払を受ける無形資産の使用料に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
52	無形資産の使用料の「支払」	半角	16文字以内	○ 国外関連者に支払う無形資産の使用料に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
53	無形資産の使用料の「算定方法」	全角	10文字以内	租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項((独立企業間価格の算定))に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項((国外関連者との取引に係る課税の特例))に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記録してください。

項番	項目名	入力文字基準		留意事項
54	貸付金の利息又は借入金の利息の「受取」	半角	16文字以内	○ 国外関連者から支払を受ける貸付金の利息又は借入金の利息に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
55	貸付金の利息又は借入金の利息の「支払」	半角	16文字以内	○ 国外関連者に支払う貸付金の利息又は借入金の利息に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
56	貸付金の利息又は借入金の利息の「算定方法」	全角	10文字以内	租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項((独立企業間価格の算定))に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項((国外関連者との取引に係る課税の特例))に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記録してください。
57	(区分名)の「受取」	半角	16文字以内	○ 国外関連者から支払を受ける(区分名)に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
58	(区分名)の「支払」	半角	16文字以内	○ 国外関連者に支払う(区分名)に係る額を記録してください(単位:百万円)。 ○ 百万円未満の端数は四捨五入することに留意してください。
59	(区分名)の「算定方法」	全角	10文字以内	租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項((独立企業間価格の算定))に規定する算定の方法のうち、国外関連者から支払を受ける対価の額又は国外関連者へ支払う対価の額に係る同法第66条の4第1項又は第68条の88第1項((国外関連者との取引に係る課税の特例))に規定する独立企業間価格につき法人が選定した算定の方法(一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)をそれぞれ記録してください。
60	事前確認の有無	半角	1文字	「国外関連者との取引状況等」に記録した取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局による確認(租税条約の相手国等の権限ある当局との間の相互協議の合意を伴わない確認を含みます。)の有無について、有の場合は「1」を、無の場合は「2」を記録してください。